

第1回 京丹波町地域福祉計画推進委員会 議事概要

日時：令和2年9月28日（月） 午後1時30分～午後3時30分

場所：瑞穂保健福祉センター 2階 集団指導室・健康学習室

出席者：山下委員、片山委員、大塚委員、奥井委員、阪内委員、野間委員、岡本委員、若松委員、
谷山委員、岬委員、谷口委員、栗林委員、藤田委員、武永委員、山本委員（15人）

事務局：岡本課長、木南課長、島田補佐、西野補佐、原澤補佐

（株）ぎょうせい：吉川

1. 開会（岡本課長の司会により進行）

2. 委嘱状の交付

副町長から、委員代表として山下立男委員へ交付（他の委員へは事務局から手渡し）

3. 副町長あいさつ

出席及び委員就任等へのお礼。

本町でも新型コロナウイルスへの感染者が確認された。予断を許さない状況であり、町としても取組を進める。感染者や家族への差別事象が発生しないよう理解と協力を呼び掛ける。

平成29年度から10年間を計画期間とする「京丹波町地域福祉計画」は、令和3年度末に折り返し点を迎える。計画策定後の社会情勢の変化、法改正、住民の抱える課題の複雑化などに対応するため、委員の皆様から幅広い観点から協議をいただき、地域福祉計画の見直しを行いたいので、御協力を賜りたい。

4. 自己紹介

各委員、事務局の順に自己紹介。

5. 委員長、副委員長の選出

事務局：選出方法についてお諮りする。

委員：事務局案はあるか。

事務局：委員長に谷口委員様、副委員長は岬委員様にお願いしたい。承認いただける方は拍手をお願いします。

拍手多数、異論なく下記のとおり決定。

委員長（谷口 誠委員）

副委員長（岬 秀一委員）

<委員長、副委員長就任あいさつ>

・谷口委員長

委員長に就任させていただいたが、不慣れであるので、皆様に御協力いただき、進めていきたい。どうぞよろしく申し上げます。

・岬副委員長

微力ですが精一杯務めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくようお願い申し上げます。

6. 協議事項

(1) 委員会の設置要綱について

- ・資料1「京丹波町地域福祉計画推進委員会設置要綱」についての説明。

(説明：事務局)

委員からの質疑、意見はなし。

(2) 京丹波町地域福祉計画の見直しについて

- ・資料2「京丹波町地域福祉計画の見直し」についての説明。

(説明：事務局)

資料の2ページ、計画期間を示す表に間違いがあったため。後日修正資料再送付。

委員：3ページの「誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて」という欄の中で、「今後は、2025年問題を始め」とある。この計画の最終年度は、2026年度となり、その前の年になりますが、この「2025年問題」とは何でしょうか？

事務局：団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化の進行に伴い介護や医療体制の逼迫が想定されることに起因する問題を指します。現在では、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年についても、同様の要因として注目されています。

委員：内容については理解した。しかし、資料としてその旨が説明されている方がわかりやすいと思う。

事務局：再送させていただく資料において、説明を追記させていただきます。

委員：社会福祉協議会で策定された「地域福祉活動計画」は、令和2年の3月にできたものですが、どの程度住民に対し配付されたのか？今回見直される「地域福祉計画」とどのように関わっていくのか？活動計画の計画期間とその関わりを聞かせてください。

副委員長：社会福祉協議会で策定したものが、「地域福祉活動計画」というもので、町が策定した「地域福祉計画」に基づいて、実際に地域において住民の皆様が活動される指針となる計画になっております。今年の4月に全戸配付で住民の皆さんにお知らせいたしました。予定では、次回の会議で「地域福祉活動計画」の説明を行う予定と聞いています。町の策定した「地域福祉計画」は、町の方針であったり、施策であったりという性格の計画であり、社会福祉協議

会の策定した「地域福祉活動計画」は、町の計画に基づいて住民の皆さんそれぞれが福祉のまちづくりをどうやって進めていくか、ということを示した計画となっています。

委員：スケジュールでは、「地域福祉計画」の見直しは、令和3年の12月に議会の報告、その後印刷、製本となっています。ここで、新しい計画ができあがっているということになります。社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、見直さずその後もそのままということになりますか？

副委員長：社会福祉協議会で令和2年度に策定した「地域福祉活動計画」は、令和4年度までを第1期とする計画となっています。この中で見直しをかけながらということになりますが、第2期は令和5年度から始まる予定となっております。「地域福祉計画」がもともと10年の計画でした。社会福祉協議会としては、この10年間の計画というのが期間として長いととらえておりましたので、3年間と4年間で期を分けて、令和9年度から始まる新たな計画期間においてさらに連携を図る観点から、同じ時期に計画を策定できればと考えております。今回の見直しと合わせた「地域福祉活動計画」の見直しは予定しておりません。

委員：資料4ページに記載のある関係団体懇談会は、こういった団体の参加を予定しているのか。

事務局：平成29年度を始期とする現行計画策定時に、例えば民生児童委員協議会や身体障害者福祉会、社会福祉協議会、母子寡婦福祉会など本日お越しいただいている団体、あるいは、ボランティア団体の皆様にも関係団体懇談会としてお世話になりました。今回も同様の懇談会を持たせていただきたいと考えております。

委員：「地域福祉計画」の13ページ以降に記載されている団体のことか。

事務局：その通りです。「地域福祉計画」の66ページに前回実施した関係団体懇談会について記載があります。今回もこういった皆様にご参加いただきたいと考えている。

(3) 京丹波町地域福祉計画の概要について

・「京丹波町地域福祉計画」についての説明。

委員長：「地域福祉計画」が重要な役割を持つ計画であり、今回の委員会が大変重要な会議ということを再認識した。アンケートやワークショップ等、住民の皆様のご意見もしっかりと伺い、計画策定を進めていくことが重要である。委員の皆様も今後ともよろしく願いたい。

委員：計画は計画として策定するとして、実際の施策について考えていくことも重要であると思う。新型コロナウイルス感染症の影響で、施策が実施できないということも出てくると思う。住民の皆さんが安全に、安心して活動できるための具体的な方策、こういう事業には、このように対策をすれば参加してもらっても大丈夫ですよ、といったものを抽象論ではなく具体的に明示することも大切だと思います。安心安全が担保されて、いろいろな支え合いができる、環境が整備されることが計画策定と一体として必要と思います。これは、意見です。

委員長：重要なお意見ありがとうございます。事務局として今の御意見を受けて何かありますか。

事務局：新型コロナウイルス感染症の影響については、長い目で見ていかなければいけないことであると町としても考えております。現在策定中の他の計画においても重要視しなければいけない要素の一つであると考えております。

(4) 京丹波町地域福祉計画見直しのためのアンケート（案）について

・資料3「京丹波町地域福祉計画見直しのためのアンケート（案）」についての説明。

- 委員 : 先程の意見とも関連する部分ではあるが、新型コロナウイルス感染症の影響に関する設問が一切ない。新型コロナウイルス感染症に関する設問が必要と考えるが、これは、新型コロナウイルス感染症が収束したことを前提とする設問か？
- 事務局 : 新型コロナウイルス感染症の収束を前提とした設問ではありません。新型コロナウイルス感染症の影響で不安を感じていることを問う場合、課題が多岐にわたりこともあり、自由記述欄に記入いただくことがよいと考えております。もしくは、項目を一つ設けて問うという方法もありますが、どうでしょうか？
- 委員 : 今は、新型コロナウイルス感染症の影響で一切の活動ができていない。示していただいた案では、冷静な判断ができない中でのアンケート調査になると考える。自由記述欄ではなかなか書けないというのが実際なので、例えば、地域でのサロンなどは、やってほしいと考えておられるのか、ピンポイントで問題を設定できないか？
- 事務局 : サロンに参加するに当たって不安を感じていることは何か、どこが不安ですか、といった内容ですか？
- 委員 : そういったことや例えば、今開かれていないサロンの再開を望んでおられるのか、といった設問。私たちは、サロンというものが、地域にとって最も基本にあるところであると考えている。そこをまずは知りたい。計画の見直しにおいてもベースがなければ話をしても前に進まないと思う。せめて1問でもよいので設けてほしい。
- 事務局 : ご意見ありがとうございます。事務局で検討させていただきます。
- 委員 : 民生児童委員も活動がすべてストップしております。訪問活動、見守り活動が民生児童委員の活動の基本ですが、それができていない。電話での見守りを行っているのが実態です。災害があれば困るな、と感じている。コロナウイルス感染症に関する設問を入れてもらいたい。サロン活動もほとんどのところでできておらず、コロナウイルス感染症への不安もあると思うので、その項目を設けていただきたい。サロン活動のボランティアにも多くの人に参加されているので、どのようなボランティア活動に参加してきましたか、参加したいと思いませんか、という設問にサロン活動も入れてほしいと思います。また、問24福祉や福祉サービスに関する情報をどこから入手していますかという設問があり、今のことですが、8番に「ケーブルテレビ(音声告知放送)」とあるが、この音声告知放送は将来的になくなると聞いている。実際どうなのでしょう？
- 委員長 : 今はケーブルテレビで入手できるということでしょうか。
- 委員 : 今は入手できても、見直し後の計画は令和4年度からになる。そのころになくなっていけば、それをあてにされていても間に合わないということです。
- 事務局 : 8番目の回答項目「ケーブルテレビ(音声告知放送)」は、今回新たに加えたものになります。前回のアンケートにはこの回答項目はありませんでした。音声告知放送については、現状の形はサービス終了ということになるかと思いますが、音声による告知ということで非常に便利に感じてもらえる方もあるかと思いますが、といういったところを一定把握したいということもございまして、項目として上げさせていただきました。音声による告知がどれくらい有益であるかということを確認したいということもあり、回答項目として加えさせていただいたところです。
- 委員 : それはおかしいと思います。これから先なくなるものをなぜ今聞くのか、ということです。これは、「これからの福祉のあり方」を聞く項目です。これからの情報をどうやって入手する

のか、ということに対しては、音声告知放送が3,000人に問うて、2,000人の回答があれば、復活するのか、そういうことも考えられるので。その辺のことはどうなのか、ということを知っている。

委員長 : アンケートで多く意見があれば、それを取り入れていくということになると思います。

委員 : 音声告知放送がなくなるということは決まっているんでしょう。

委員長 : 違う施策を考えてもらうことになる。

委員 : 情報をどこから入手しますかという問いでしょう？

委員長 : そうした意見が多くあれば、それに該当することを町は考えていかなければならない。

委員 : ケーブルテレビに関する審議会でもうなくしましょうと、経費が掛かるのでなくしましょうということになりつつあるんでしょう。今は告知放送をあてにせずずっと聞いておられるかもしれないが、こうであったからもう一度復活させるという話にはならない。

事務局 : 将来的になくなり、復活すること見込めない選択肢に問題があるならば、「音声による情報」を選択肢とし、音声告知放送に代わる手段があれば、そちらに方向転換していくということはいかがか。

委員 : アンケートを配布する時期にもよるのではないか。アンケートを配布するときにすでに廃止されていたのではおかしいと思うが。また、アンケートの配布時期としては回収率が高くなる時期に設定してほしいと思う。

委員 : アンケートは来年の1月までではないのか。

事務局 : アンケートの時期については、資料2の5ページに記載のとおり、10月の実施を考えております。また、音声告知放送については、将来的に廃止となることは聞いておりますが、その時期については確認できておりません。現状を聞かせていただくということで、設問に加えさせていただいたところでございますし、今後の方向性を見据えてということもございませぬので、もう一度事務局で検討させていただいて、アンケート実施に向けて取り組んでまいりたいと考えますので、本日はご了承いただければと思います。

委員長 : いろいろと御意見をいただきましたが、それでよろしいでしょうか。ほか、御意見ございますか。なければ、その他の項目に移ります。

(5) その他

事務局 : 本日の会議の議事録については、発言者の特定はせず、発言内容に関して公表させていただくことを予定しているのので、ご了承いただきたい。町のホームページに掲載する予定。また、次回協議会日程については、来年の2月を予定している。また開催の時期に近づいた際に、調整、案内させていただく。

7. 閉会 (副委員長あいさつ)

この委員会の重要性を感じている。

新型コロナウイルス感染症の影響で、サロン活動が停滞している状況の中で、今後、どのようなアンケート結果が出てくるのか、またそれをどのように評価していくのか、ということになるかと思う。委員の皆様がそれぞれのお立場で地域活動に御尽力いただいている方ばかりでございますので、いろいろな課題を感じておられることと思います。福祉のまちづくりに向け、地元の福祉力を高めるという計画の趣旨を踏まえ、次回、活発な議論ができればと考えております。本日は、誠にありがとうございました。